

。 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める

令和三年十二月二十四日

徳島県人事委員会委員長

森

俊

明

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

。 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（規則七 一）の一部を次のように改める

別表第二の十二の二中「六日」の下に「（体外受精その他の任命権者が定める不妊治療を受ける場合にあつては、十日）」を加える。

附 則

この規則は、令和四年一月一日から施行する。